

2026年度スノーリゾートシティSAPPOROプロモーション素材撮影業務 仕様書

1 業務の名称

2026年度スノーリゾートシティSAPPOROプロモーション素材撮影業務

2 業務の背景及び目的

本業務は、札幌市が掲げる「スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略」に基づき、国内外の観光客を誘致するため、以下の二つの誘客戦略に応じたターゲット層の心に響く高品質なプロモーション素材（動画・写真）を撮影することを目的とする。

※ 誘客戦略1：スキーが主目的の観光客を札幌に誘客

誘客戦略2：札幌観光が主目的の一般旅行者を雪遊びやスキーに誘導

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から2027年3月31日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 業務内容

受託者は、スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）及びSNOWSAPPORO実行委員会と協議・調整を行いながら、撮影、納品に至るまでの一切の業務を責任をもって遂行すること。

(1) 企画・制作進行管理業務

ア 全体実施計画書及び工程表の作成

本業務全体の詳細なスケジュール、実施体制を示した計画書を作成すること。

イ 業務進捗の定例報告及び協議

業務の円滑な遂行のため、必要に応じて打合せを実施するなど、進捗状況、課題等を随時報告・協議すること。

ウ 関係各所との調整・交渉

撮影場所となるスキー場、施設、店舗等との撮影許可、日程調整、内容確認等の交渉・手続きは、委託者とも協議の上、原則受託者において行うこと。

エ その他

天候や時間帯ごとの撮影計画を作成し、効果的な撮影を行うこと。

(2) 動画及び写真素材撮影業務

ア シーン・カットの例

- スキーヤーやスノーボーダーが、市街地や海などの景色を背景にパウダースノーを滑走するダイナミックなシーン
- ノンスキーヤーでも感動するようなスキー場の景色
- スキー旅行の旅中（スキー場までの移動、スキーの着脱、リフトで山頂へ向かうワクワク感）を表現したカット
- スキーや雪遊びを楽しむ人物の生き生きとした表情など、臨場感あふれるカット
- パンフレットの表紙やウェブサイトのメインビジュアルに使用できるような、被写体の魅力が際立つ高解像度なカット

イ 想定するシーン・カット数

（ア）動画素材

- 5 シーン以上
- (イ) 写真素材
- 5 カット以上

ウ 撮影手法

- フルハイビジョン（1920×1080ピクセル）・350dpi以上の高解像度での撮影とすること。
- ドローン撮影やスローモーションなど、多様な手法で複数のカットを収集とすること。
- 風景、人物、物撮りなど、幅広いシーンを撮影とすること。

エ 権利・許可

- 動画・写真素材（出演者の肖像権含）は、著作権フリーとし、委託者が実施するプロモーションで使用するほか、Web サイト等で著作権フリー素材として共有し、札幌市の観光振興に資するプロモーションに使用する場合は、自由にダウンロードできる素材として活用することを予定している。そのため、素材内の肖像権や撮影地における撮影許可等に問題がないよう適切に対応とすること。
- 動画・写真素材に第3者が映り込み、人物特定ができる場合は本人確認書類の提出もしくは画像処理とすること。
- 上記の肖像権に何らかの制約が生じる場合は、委託者と協議の上、対応とすること。

(3) その他留意点

撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て当該委託料に含むものとする。

5 納品物の仕様

(1) 動画素材

ア ファイル形式

MP4

イ 解像度

フルハイビジョン（1920×1080ピクセル）以上

ウ 納品数

5本以上

エ その他

動画ファイルには、撮影日時、場所、テーマ（スキー、スノーボード、グルメなど）、キーワードを付与とすること。

(2) 写真素材

ア ファイル形式

JPEG

イ 解像度

350dpi以上

ウ データ容量

1枚あたり5MB以下

エ 納品数

5枚以上

オ その他

写真ファイルには、撮影日時、場所、テーマ（スキー、スノーボード、グルメなど）、キーワードを付与すること。

6 業務履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

ア 本業務により制作された全ての成果物（動画・写真・企画書など）（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、納品時に委託者に無償で譲渡されるものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする他、納品された素材に含まれる人物の肖像権については、無期限かつ無償で利用（加工・編集を含む）できるよう、受託者の責任において必要な許諾を得るものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 権利処理

撮影対象となる施設、人物（肖像権）、商標などの利用にあたっては、受託者が事前に許可を得ること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(4) 環境への配慮

業務の実施にあたっては、可能な限り環境配慮に努めること。

ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他必要事項

(1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議に

より処理する。

- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。